

白井市特別職報酬等審議会委嘱状交付式及び第1回審議会会議録

1. 開催日時 令和4年3月18日(金)午後2時から午後3時30分まで
2. 開催場所 白井市役所本庁舎2階災害対策室3
3. 出席者 福島会長、野水委員、松本委員、長島委員、霞委員、米井委員、高橋委員、今委員
4. 事務局 中村総務部長、高山総務課長、相馬副主幹、本橋主査
5. 傍聴者 なし
6. 会議次第 白井市特別職報酬等審議会委嘱状交付
市長挨拶
委員自己紹介
会長・職務代理者選出
諮問
会長挨拶
第1回白井市特別職報酬等審議会会議
議題1 白井市特別職報酬等審議会の担当事務について
議題2 会議の運営方法及び今後のスケジュールについて
議題3 これまでの諮問及び答申内容について
議題4 市議会議員の報酬及び常勤の特別職(市長・副市長・教育長)の給料の状況について
議題5 県内各市の市議会議員の報酬等の状況について
議題6 その他

— 議 題 —

○会長 ただいまより、令和3年度第1回白井市特別職報酬等審議会の議事を進めていきたいと思っております。委員の皆さまにおかれましては、発言がある場合には、挙手にて発言を求めて下さい。また、円滑な議事運営に御協力くださるよう、お願い申し上げます。

議題1 「白井市特別職報酬等審議会の担当事務について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

○事務局 白井市特別職報酬等審議会の担当事務について説明します。

議題1と合わせて、関係資料集の1ページ地方自治法第138条の4をご覧ください。地方自治法第138条の4第3項に、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の「附属機関」として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定されております。この規定に基づき、当市では、関係資料集の2ページ「白井市附属機関条例」で、附属機関に関して定めています。

「白井市附属機関条例」の第2条に「市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置

き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。」とあり、別表中、当審議会部分を抜粋したものが関係資料集の3ページです。当審議会の担任する事務は、「市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬若しくは、政務活動費の額又は市長、副市長若しくは教育長の給料の額について調査審議すること。」です。ここで、議題1に戻りまして、四角囲みのすぐ下の【特別職の報酬及び給料とは】で、「報酬」「給料」について確認すると、地方公共団体は、当該特別職の地方公務員が市長、副市長等、常時勤務を要する常勤の職員である場合は、「給料」を支給しなければならない、議会の議員、委員会の委員等、常時勤務することを要しない非常勤の職員である場合は、「報酬」を支給しなければならない、と定められており、特別職の報酬及び給料の性格は、一般職の職員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は、生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価」となっています。今般の市長から諮問された事項は2つで、(1)市議会議員の議員報酬の額について、(2)常勤の特別職(市長・副市長・教育長)の給料の額についてです。

今回、諮問のきっかけとなったのは何かと申しますと、先ほど市長もあいさつの中で触れておりましたが議会から市長に充てて依頼があったことによるものです。配布資料として、お手元にお配りしてありますので、確認のため読みます。

特別職報酬等審議会への諮問について

このことについて、現在の議員報酬は、平成6年度に見直しを行って以来、現状のままとなっており、千葉県内市議会において二番目に低い報酬額となっております。

昨年度、議会内において議員定数並びに議員報酬に関する調査会を設置し、調査を行ったところ、現状の議員報酬が妥当ではないとする意見にまとまりました。

当市においても、今後、議員のなり手不足が想定されるところであり、令和5年の改選に合わせて議員報酬を増額する方向で検討いただきたいと考えております。

つきましては、議員報酬について、特別職報酬等審議会において議論いただきたく、資料を添えてお願い申し上げます。

ということです。

審議事項としましては、議会議員の報酬に特別職である3役の給料も加えて、ご審議いただくのですが、具体的には、議題の1ページの下にあります、議会議長から教育長までの各職の現在の給料、または、報酬月額に対し、それぞれグレーで塗りつぶしている部分、「改定の要否」、「改定の場合の額」、「改定の実施時期」をご審議いただき、市長からの諮問に対する答申という形で、審議会としての意見をまとめていくイメージです。

まとめますと、委員の皆さまには、市の附属機関として設置された「特別職報酬等審議会」の委員として、市長からの諮問に対し、審議等を通じて、多方面から意見を出し合ってい

ただき、最終的に意見集約したものを「答申」として市長に返す役割を担っていただきます。簡単ですが、議題1 白井市特別職報酬等審議会の担当事務について、事務局からの説明は、以上です。

○会長 ありがとうございます。

今、事務局から説明いただきましたように、きっかけは、議長、議会議長から審議をしてほしいという申し出があったというところでございます。

30年、改正がされていないということで、現在は県で2番目に低いというようになってしまったことが、今後の議員のなり手とか、いろいろなところへの影響を与えてくるのではないかという懸念があるということで、審議をお願いしたいということでございます。

給料の額とか、あるいは改定をすべきか、すべきじゃないかとか、いろいろな考え方があります。マスコミ的な目線でいうと、とにかく低額のほうが良いという意見になってしまっているのですが、しかしながら、今、問題提起されているのは、結局議員のなり手が不足すれば、今後、白井市のまちづくりが進まないとか、有能な人を確保できないという面もありますので、特にこの点からも市民の方、または関係団体の方、それから、お金のことは、会計士の先生の御意見を頂きながら客観的に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今、御説明いただいたことに御質問があれば出していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員をお願いします。

○委員 担当事務に関して審議すべき事項で、本文で改定の実施時期まで書いてあるのですけれども、改定の実施時期、改定の場合の額、改定の要否。三つ審議事項を書かれているのですけれど。

条件でもあって、どういう条件だったら上げてもいいというのがあるはずで。これも一緒に会議報告として出すというのはいかがでしょうか。こういう条件が適うんだったら、上げて当然だよねというものがあるような気がする。財源的なものかと思っておりますけれども。こういう条件が整ったときに上げていいと思います。そういうのが一つ、審議の対象としてあるのかなと思うのですが。ここは議論外。

○会長 それは、条件がそろった場合には上げたらいいい。

○委員 そうです。

○会長 下げるという選択肢はない。

○委員 上げる前提だから。下げる場合も同じです。下げる場合であっても、こういう条件だったら下げる。そういうのが多分あるはずで。必ずしも、上げるか下げるという金額確定だけでなく、ここに至る条件的なものがあるはずなので、追加されるべきなのは

ないかと。そういう選挙などで、分からないですけれども。議員さんだったら何かあると思うのです。

○事務局 よろしいですかね。

今の例えば上げる上げないの議論の中で、単純に幾らがいいとかいう大前提として、例えば、市だけではないのですけれども、財政状況というのがあります。ほかの市のこういった同じ審議会の議論を見ていても、やはり財政状況を見て決定しているとかいうことで、最終決定をしているところもございますので。

例えば、そういった財政状況とかの状況次第で、上げる下げるというのを条件化するというのも、一つの御意見としてはあるのかなと思います。

○委員 ありがとうございます。

○事務局 もしそういったもので何か、例えば、こういう資料、データが欲しいとかいうものがございましたら、この場で言っていただくと、次以降の会議に準備をしてお出しすることもできます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 平成2年から上がっていないのですね。

○事務局 平成6年からですね。

○会長 平成6年から上がっていないということですので。平成12年に地方分権一括法が施行されまして、自治体の仕事がこの平成12年以降、どんどん増えていくということであったりして、とりわけ議会の役割というのが、かなり重視されていると一般的には考えられます。議会がやることがどんどん増えている、むしろ増えていかないといけませんね。地方分権一括法は。

こうした社会環境の中で、さらに白井市が発展を遂げていくということで、議会の役割というのはますます大きくなっている。

そうすると、議員として有能な人をいかに確保するかというのが、一つの視点かと思えます。このような状況をどう考えるのかということですね。そういう視点も一つあると思います。

ほかに。お願いします。

○委員 全く素人で質問します。一般的な会社の場合の給料とかは、役員、業績成績が良ければ上げる。今回、これを聞いたところによりますと、有能な方がいないから上げるというのが前面に出ているような。上げたからといって有能な人間が来るとは限らないし。

それから、この財源となる市の収入がどういうものなのか。何十年上げていないと。それは分かります。事実ですから。その何十年間で、市の財政がそれに耐えられるくらい伸びているのかと。裏付けとなる市の収支がどうなっているのか。それをやはり付随資料として出していただかないと、判断がまずできない。

それから、近隣の市との横の比較は載っていますけれども、表面上の比較だけでは、あまり意味がなくて、例えば、人口1,000人当たりの議員報酬の総額の負担率はどのくらいなのか。そういう裏付けをもった横の比較をやらないと、表面上の比較だけでは意味がない。私ははっきり言って安すぎると思っている。特に市長なんかは。いいことをやってくれば、これの1.5くらいあげてもいいと個人的には思っています。

市長と議員とはちょっと違うと思いますけれども。この会は報酬を判断するだけですから、本当は、僕は個人的には、議員はもっと減らしてでもいいから、半分に減らして、倍あげてもいいと。そんなふうに思っているのです。

でも、議員の定数については、ここは審議する場ではないですから。報酬だけやると。報酬を上げれば当然、市民は何だと必ず言うてきますから。さっきのマスコミ路線じゃないが。それを裏付けてもらえる市の財政がこれだけ良くなりましたと。だから上げるという裏付けをもって説得力を上げないと、市民、住民は絶対に納得しないと思います。

何十年上げていないからというのは、こちらの論理である。じゃあ住民は、住民税を抱えて、どれだけ下げてくれたなら。向こう側がやはり説得する材料というものを同時に出さないと、単純に横との比較であれだとか、何十年上げていないとか、そういう論理だけで進めるというのは、非常に危険だと僕は思っています。

○会長 そうですね。おっしゃるとおりで、これは多分、事務局から後で資料が出てくると思いますが、委員がおっしゃることはもっとものことで、裏付けが様々な行政の施策でもそうですけれども、そういうデータによる裏付けというのは、必ず必要であるということです。それは、事務局から客観的に出していただいた上で、我々も評価をしていかなければいけないということだと思います。貴重な意見をありがとうございます。

事務局から、どうぞ。

○事務局 ありがとうございます。

先ほど、委員もお話がありまして、委員のお話がありました。財政状況を前提として議論を進めるというのは、あらゆる施策を進める上で重要なことだと思いますので、次回会議で、白井市の財政状況については、御説明をする機会をいただければと思いますので。次回会議で説明をしたいと思います。ありがとうございます。

○会長 財源が厳しいところからは出せないです。今、委員が言われたように、住民目線から言えば、当然そういう客観的なデータがなければ、審議会として、何を根拠に判断したのかと問われることになる。

ほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○委員 我々の諮問事項の一つの改定時期というのがあるのですけれども、これは、基本的には役所なので、会計年度で回っていく話だろうと思うのですけれども。これは会計年

度途中で、例えば、仮に上げますというような決定を我々が諮問したからといって、来月から上がるということなのですか。

○事務局 時期については、ここで、もちろん決めていただくというのもあるのですが、基本的には議会にしても、市長にしても公選職なので選挙がありますけれども、議員と市長については、通常、一般選挙から適用します。

先ほど、説明した議会からの申し入れは、次回、令和5年の4月に統一地方選挙がございますので、そのときから、新しい改定後の報酬でお願いしたいということがありますので、基本的には、5年の改選の時期に合わせてというのが考えではあるのですが、それも、この会議で、もしよろしければ、答申をしていただければと考えております。

○委員 答えは決まっているということですか。

○事務局 議会からの申し入れは、そういうことを言っていますので、それも踏まえた決定をしていただければと思います。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

○委員 これは、今回は議員の中から、こういう改定をしてほしいというのが出た。その場合は、議員と市長等の方が、改定をするのはこの期間だよということで、市長、副市長、教育長も、その際、一緒に整理しましょう、そういう経緯ということによろしいでしょうか。

○事務局 今、委員がおっしゃったとおり、議員から、今回、具体的に検討してくれという要望がありましたので、特別職、三役についても、同じ期間、見直しをしておりませんので、併せて御議論いただきたいということで考えています。

○委員 具体的な話は、今日ではなくて、また次回ということなのでしょうけれども。民間企業も、これ平成6年以降実は、ほとんど上がっていないというところ。あるいは、デフレで若干下がっている。上げていかななくてはいけないよということで今、言われていて。だから民間企業においては、上げたいのだけれども、なかなか上げられないという状況がある。そういう中で率先して上げていくというのは、それはそれで意味があるのだろうなと。苦しくても上げていく。

ただ、印西と白井を比べると、財政の規模は、残念ながら1人当たり、人口当たりでいうと少ないじゃないですか。そういう意味では、さっき委員が言われたように、予算の面と比較して考えて、そういうところが、これでいいよと言った委員は、誰だなんて話になってしまうから。よく審議をして、市民の皆さんに分かるような形にしていかななくてはならないなど。

例えば、市長さんについては、給料と報酬と書いてあるのですが、これは毎月の給料と報酬は何を指しているのか分からないのですが、あとは、よく読めばいいんでしょうけれども。今日これからやっていくことについて、資料をしっかりと次回まで読んで、整理

して発言をしていきたいと思えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

○委員 まず発言したら駄目だと思うので、最初口を噤んだのですけれども、私も議員の数が多いのだろうなと思っていて。この資料を見ると、市議会議員の中で議員の数を検討したと。結果として、2ページ目に書いてあるのですけれども、適切だという判断をされているのですね。この根拠をまず次回見せてほしいなというのと。

あと、私が見たいなと思っているのは、白井と同じような行政状況、北総線沿いで、464沿いで、流山、鎌ヶ谷とか印西とか、ここと比べたときに、白井って何か劣っていないかなという気もして。その中で、発展できている印西とか鎌ヶ谷と、人口、議員さんの数、あと白井市の職員さんの数と比較したときに、議員の数が多すぎるのではないかというふうに思っています。そういうところを見せていただいて、その観点からも妥当かということ議論して私は条件の中の一つとして組み込みたいなという風に思っています。

○委員 もちろんそうなのです。いいですか。

表面上の数を上下だけではなくて、その基となる議員の数、本当はそこに踏み込まないと、本当の議論はできないのです。

ただ、この審議会は、額の増減だけはできる。そうなっているから、議員の定数等については、ここでは審議できないというふうに言われたら、身も蓋もないのです。

○委員 例えば、1.5倍にする。ただし、議員の数を今の3割減にするとか。そういう条件をつけた上で、議員さんの給料を払っているパイが増えない中で、議員さんの数を減らして、その分で給料を増やすみたい。そういうのが納得いくところかなと思うのです。

○事務局 よろしいでしょうか。

今、いろいろ御意見頂きまして、議会のこの分厚い資料ですね。これは、議会から今回示された資料をそのままお渡ししております。

正直申し上げまして、この議会における検討結果というのは、もちろん我々は参加しておりませんので、今、御指摘があった定数の適正化については、議会のほうでは適正であるという回答は、ここにあるとおりにしているのですけれども、先ほど、条件の話もありましたけれども、場合によって、今回、審議事項にはもちろん定数の話はありませんけれども、そういった付帯決議といいますか、付帯条件というようなものをこの場で御議論いただくというのは、別にこの審議会の事務分掌を外れるということではないと思っておりますので、それは十分、会長、委員の皆さんで御議論いただくと助かります。

○会長 審議会として付帯意見というのは付けられることでよいですね。

○事務局 そうですね。はい。

○委員 あと、議事録に載っていたのですけれども、例えば、市長の給与、私、この2倍

近くあげてもいいと思う、個人的には。ただ、上がるだけで、その減額となるペナルティー条項みたいなのが付随していないと、ただ上げるだけではいけない。

例えば、これは個人によって見方が違いますけれども、よその市では、市長室にシャワーをつけるとか、そんないろいろな庶民から見て納得できない、そういう人は必ずいるわけです。

給料を上げて良からぬことをやったら下げるといふ、そういうような装置が組み込まれないと、ただ上げるだけでは、お手盛りだって言われます。だから、本当は上げた分について、きちんと監査するとか、そういうことをやらないと、はっきりいって市長は朝から晩まで忙しいでしょうけれども、一般の議員は、毎日朝から晩まで議事やっているわけではないです。その辺の、上げたら上げたで、きちんとそれをチェックするシステムが内蔵されていないと、ただ上げただけになってしまう。

挙げ句の果ては、社会とかけ離れたような行動をされてしまって、こういう規定だからできませんと。そんなことを言われたら、やはり庶民感情はついていけないです。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、今、幾つか御意見を頂きましたけれども、それを踏まえながら、今後考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

続いて、議題の2であります。会議の運営方法及び今後のスケジュールについてということでございます。

こちらのほうも事務局から御説明いたします。

○事務局 会議の運営方法及び今後のスケジュールについて説明します。議題の2ページをご覧ください。会議の運営方法について、各項目を上から確認します。

項目1 会議について、こちらは白井市附属機関条例の第6条に規定されています。

会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となります。会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長が決するところによります。

項目2 会議の公開について、「白井市附属機関の会議の公開に関する指針」に基づくもので、「附属機関の会議は、公開を原則とする。ただし、白井市情報公開条例に定める非公開情報に該当する事項の審議を行うときは、公開しないことができる。」こととなっております。

項目3 会議の傍聴について、会議の開催については、事前にホームページや情報公開コーナー等への掲示により公表しています。傍聴については会場の広さに応じて傍聴席を設けますが、毎回5席程度を設ける予定です。

項目4 会議録の作成について、会議は、会議録作成のため、毎回原則録音させていただきます。会議録の筆記方法としては、逐語筆記です。発言者の表記は、「委員」「会長」

「事務局」と表記します。

項目5 会議録の確定について、会議録は事務局で（案）を作成し、委員全員にメールなどの方法により発言内容を確認いただきます。それを事務局で修正し、会議録を確定させます。

最後、項目6 会議録の公表について、会議録は市のホームページに掲載するほか、東庁舎1階の情報公開コーナー及び図書館に配架し、会議の結果を公表します。

続きまして、3ページ 今後のスケジュールについて説明します。まず、審議会の開催は、本日を含め「5回」予定しています。先ほど読みました、議会からの依頼にあるとおり、令和5年の改選に合わせ、スケジュールを逆算的に考え、事務局案として示してあります。改選後の議員報酬を改定後の新報酬額とするためには、令和5年3月の第1回定例会に条例の改正を提案する必要があります。そのためには、令和4年の11月を目途に、当審議会の答申をまとめたいて考えております。このことから、次回第2回会議は5月、第3回は7月というように、今後は奇数月に1回のペースで会議を開催し、審議事項としましては、先に議員報酬、次いで特別職（市長・副市長・教育長）の給料について、ご審議いただきたいと考えているところです。

なお、今回の会議につきましては、委員の皆さまに事前に資料を送付することができませんでしたので、この後の議題についても事務局から現状の説明が主となりますが、今後は、会議の1週間くらい前に議題及びそれにかかる資料を送付させていただきまして、事前にお目通しいただくことで会議を効率的に進めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。議題2 会議の運営方法及び今後のスケジュールについて、事務局からは、以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今の会議の運営方法について、何か御質問があれば。

○委員 今回、我々が出そうとしている回答というのは、結構重い回答になっていて。給料を上げるとか。もしかしたら、大前提として人数を減らしましょうとか。そういう重い条件を突きつけたときに、議員さんの中で会議するに当たって、この11月に出して、果たして5月、1月の選挙に間に合うのかなという心配があつて。もう少し縮めるのか、それとも議員さんの給料を先行して、集中してぱっと前にやってしまうのか。そういうスケジュール感でやらなくてはいけないのではないかと思ったのですけれど。その点はいかがでしょう。

○事務局 関係資料集のほうに、議題のその先の説明の中にも入りますけれども、議員の報酬については、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例というのがございまして、こちらに先ほどお話しした報酬額が書いてございます。

常勤の特別職については、常勤特別職の給与及び旅費等に関する条例という条例がご

ざいまして、そこに、給料月額がございます。

最終的には、この条例を改正して、ここで御審議いただいた結果を参考に条例改正をするという手続が必要になります。それを現在は、令和5年の3月の議会がございますので、その議会に上程をする前提でスケジュールを組んでおります。

ですので、その3月の議会に条例改正案を提案するに当たっては、おおむね、今年の11月くらいを目途に一定の方針、ここでの答申を審議会でのまとめをしていただけると、その3月の条例改正案の提案に間に合うのかなということを考えています。

○会長 今の予定だと、3月に議案を市長ですね。

○事務局 そうです。議員の報酬については、まだ市長が提案するか、議会も提案ができますので、議会のほうで提案するかは、これからの御相談になります。

○会長 いずれにせよ3月の定例会でという。

○事務局 そのとおりです。

○会長 というスケジュール案になっているということでございます。

ほかに何かございますでしょうか。確認事項とかあれば。

審議会としては、あくまでも答申を出すということで。実際それを見て、議会にどういった提案がされるかというのは、答申のままいかないかもしれない。当然、審議会の役割というのは、答申を出すというところではございますので、こういうスケジュール感になっているということでございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、取りあえず、次の議題です。

次は、議題の3でございまして、これまでの諮問及び答申内容についてということでございます。

こちらのほうも、事務局から御説明いただければと思います。4ページのところですかね。

○事務局 これまでの諮問及び答申内容について、説明します。

議題の4ページから6ページです。今回の審議事項と同様に「議員報酬の額、特別職給料の額」について、事務局からの具体的な改正案などは示さずに、ゼロベースで諮問しています、4ページと、6ページを中心に、説明します。5ページについては、事務局の方から、期末手当の支給率等、具体的な（案）を示して、委員さんに意見を聞いていますので、今回の諮問の方法と少し異なるため、説明は省略させていただきます。

4ページの上から、平成19年10月15日、白井市特別職報酬等審議会条例、これは当時の条例ですが、こちらの規定により、1～4まで、意見を伺っております。審議会の答申としましては、表の真ん中より下の部分で、1常勤特別職の給料の月額については、「市の財政状況等を考慮し、給料の減額措置を行っていることなどから現行額の

まま据置とすることが適当である」との意見が多数を占めた。2、議会議員の報酬の月額及び手当については、「報酬月額については、特別職と同様に市の財政状況等を考慮し、現行額のまま据置とすることが適当である、との意見が多数を占めていますが、一方で期末手当率は類似団体と比べて低いことから、年間支給総額として類似団体等と比べて最低水準にある。「議会において議員定数を削減し、財政的にも節減合理化していることから、議会議員の期末手当率を他市同様に、「常勤特別職と同等とする」制度改正を検討していく必要がある」との意見が多数を占めたとあります。3、議会議員の政務調査費の額については、こちらは、現在は「政務活動費」と名前が変わっていますが、当時は政務調査費と呼んでおり、「現行額のまま据置することが適当である」、という意見で一致した、という答申になっております。

1 ページ飛びまして、6 ページにうつります。直近での諮問になりますが、平成27年9月に1) 市長、副市長の給料及び期末手当の支給率について 2) 議会議員の報酬及び期末手当の支給率について 3) 新教育委員会制度に基づく教育長の給料及び期末手当の支給率について諮問しています。答申では、1の、市長、副市長 及び 3の教育長について、平成6年から改定されていないことや現下の社会情勢等を考慮し、いずれも引き上げることはやむを得ないと判断する、なお、3の最後の一文ですが教育長の給料改定にあたっては、市長、副市長の給料のバランスを考慮すべきと考える、としています。2の、議員報酬及び期末手当の支給率については、期末手当の支給率が他市と比較して高くなっていることから、報酬と期末手当支給率のバランスについては是正する必要がある、という答申になっています。

以上が、「議員報酬及び特別職の給料額について」、これまで審議会に諮問し、答申された内容です。

続きまして、7 ページ、「◆常勤の特別職の給料及び市議会議員の報酬の推移」の表は、昭和53年から平成6年までに行った「改定後の金額」と「改定率」の表です。欄外になりますが、額の改定については、いずれも特別職報酬等審議会の答申を受けて、

議会に条例改正を提案しており、改定額については、財政規模が類似している団体の状況や印旛郡の近隣町村との均衡、一般職の給与改定の状況等を踏まえた改定としています。その下、※（こめじるし）は、本表に教育長を載せていないことを書いています。教育長については、平成27年の法改正により、一般職から特別職に位置づけられることとなったため、平成27年以前であるこの表には、載せていません。議題3 これまでの諮問及び答申内容について、事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございました。

私は過去の答申を十分理解をしていなかったというか、知らなくて。これを拝見すると、

先ほどから出ていた委員から、それなりの付帯意見は付けたほうがいいのではないかと
いうようなのも可能である。これを読むと分かりますが、いろんな意見を出せるのだなと
いうことを理解しました。

何か質問とかございますでしょうか。

お願いします。

○委員 27年9月の諮問では、引き上げることはやむを得ないという結論を出したとい
うことですね。そういうことですか。

○事務局 はい。

○委員 結論を出したけれども、上がらなかったということですね。それはどういう理由
があるのですか。

○事務局 27年度の諮問と答申につきましては、議員報酬及び特別職三役の給料につい
ても引き上げることはやむを得ないという答申ではありましたが、これを受けて、特別職
の期末手当の支給率の見直しだけ行っており、支給率が平成29年度から年間で4.30月に
改正しております。給料月額と議員の報酬額は改正しておりません。

○委員 引き上げなかった理由は。

○事務局 答申内容には付帯の意見が付いておりまして、市の財政状況を勘案した報酬
にする必要があるとの意見が付されていたことを踏まえまして、給料月額は据え置く。期
末手当の支給率は、平成28年度の人事院及び千葉県人事委員会勧告の年間支給率に準じ
て引き上げる。一般職の勧告です。そちらに準じて引き上げるという改正を行ってありま
す。

○会長 ありがとうございます。

○事務局 先ほど来、お話になっている財政状況というのが、この報酬あるいは給料月額
に与える影響というのはやはり大きくて、審議会のほうからの答申は、先ほどの27年度に
ありますとおり、引き上げという答申を頂いても、実際受けた場合に、財政状況を勘案し
て据え置くということが行われてきた経緯はあるかと思えます。

ですので、先ほどお話があったように、財政状況をやはりこの場でしっかり共有してい
ただくということは、重要なのかなと考えております。

以上です。

○委員 一つ、先生、教えてほしいのですけれども。財政状況の指標を見るには、どれを
見たらいいのですか。一般企業であれば、経常利益ですね。経常利益、粗利でもいいです
けれども。あるいは売上高ベース。僕は役所の会計を知らないのですけれども、どの指標
が企業の業績に値するのですか。業績がアップしていると。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 民間と役所の会計がそもそも違うのですけれども、決算というのは、民間も市

役所も行っていきます。毎年度の収入支出を確定して財政状況を確認するというのがあります。

全国的に全市町村都道府県が行う決算統計調査という調査は、毎年行っています。決算が終わった後に。この調査結果で、同じ条件で統計を取りますので、全国との平均、平均というか差を見ることができる。

例えば、白井市と印西市の状況がどうなのかというのを見る指標として、決算カードという決算統計調査の結果が紙1枚で記したものがあられるのですけれども。そういったものを分析しますと、財政状況がどうなのかというのが比較的簡単に分かるというものがありますので、先ほどお話をしました財政状況については、次回、例えば決算カードをお示しして、白井市の状況がどうなのかについて御説明をしたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○委員 ですから、私が言いたいのは、平成27年の9月の答申を読むと、括弧1、括弧2、括弧3、全て、現下の社会情勢を考慮してとか、他市と比較してとか、そういうことばかりで。会社でいえば、自分のところの財政状況がどうなのか全然書いていなくて、上げる理由を外にばかりもっていつている。じゃあ身内はどうかのだと。それは、身内の行き着くところは市民、住民です。住民税とか。それを抜きにして、社会情勢がどうかとか、こういう抽象的な言葉だけで上げる理由にするのは、上げる根拠が薄いと思います。

○会長 これは、実際の答申には、財政状況の資料がいろいろ添付されていますか。

○事務局 そのときの議題の中では、多分。この答申の中には、そういった財政状況の話というのは出ていません。

○会長 審議はしているのですよね。

○事務局 審議はしています。

○事務局 はい。

○会長 今、委員が言われたように、その辺の資料を用意していただいて、ここでしっかりと審議をするということにしたいと思います。

○事務局 今、申し上げましたように決算カードというものの中に、収支の状況であったり、赤字比率であったり、あるいは経常収支比率とあって、どれだけ固定経費がかかるのか、それがどのくらいのウェイトを占めているのかとか、そういった情報がコンパクトに収まっておりますので、まずは、そういった資料を用いまして、市の財政状況というものを御理解いただけるような形で用意したいというふうに思っております。

それと同じようなものが、類似団体、白井市と同じような人口規模あるいは産業規模の団体との比較もやはりできるようになりますので、そういった資料を基に、市の置かれて

いる状況、市の財政状況等を示していきたいと。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○委員 諮問と答申って、諮問というのは誰がやっているのですか。答申というのは誰がやるのですか。初歩的なことで。

○会長 市長から本日、諮問を受けました。

○委員 諮問が、市長がやって。

○会長 諮問を今、我々が受けていて、答申は、市長に対してこういう意見ですよということを、我々が答申書を出すということです。

○委員 諮問を市長から我々が受けて、我々が答申で返すと。

○会長 それを受けて、市長なり議員が条例案を提出するということです。

今、いろいろ御意見頂いて、当然、審議会としては、審議をする上で、皆さん住民という立場で、とりわけ審議会に参加していない住民に対しても、我々がしっかりとデータに基づいて審議をしているということを示すのは非常に重要だと思います。事務局には、大変なのですけれども、その辺の資料をしっかりとそろえていただきまして、審議会のほうに提出していただければと思います。

よろしく願いいたします。

○事務局 承知いたしました。

○会長 それでは次は、議題の4でございます。議題の4は、市議会議員の報酬及び常勤の特別職。市長、副市長、教育長の給料の状況について。事務局の説明です。よろしく願いいたします。

事務局お願いいたします。

○事務局 市議会議員の報酬及び常勤の特別職（市長・副市長・教育長）の給料の額について、説明します。議題は、8ページからです。関係資料集の4ページも合わせてご覧ください。

まず、市議会議員の報酬です。白井市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第2条に規定されています。上から議長、月額39万円、副議長、32万円、常任委員長とその下の議会運営委員長、31万円、議員、30万円です。

期末手当については、今般の諮問事項に含まれておりませんが、参考として記載しましたので、後ほどご覧ください。年収については、最下段の表のとおりです。

次に、常勤の特別職の給料の額です。議題は9ページ、関係資料集は、6ページです。常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例第2条に規定されています。上から市長1箇月につき83万円、副市長69万円、教育長65万円です。

期末手当については、参考として記載しています。年収については、最下段の表のとおりです。

簡単ですが、議題4 市議会議員の報酬及び常勤の特別職（市長・副市長・教育長）の給料の額について の説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

こちらのほう、何かお気付きの点とか、質問とかございますでしょうか。

○委員 確認ですけれども、我々のミッションというのは、報酬が高いか安いかというのを出す。期末手当には触れないということで。

○会長 そういうことでいいのですか。

○事務局 はい。そのとおりです。

○委員 報酬の額、それが高いか。額は決めなくていい。

○事務局 最終的には、額までの御議論をいただきたいと思います。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

それでは続いて、議題の5にまいります。

こちらのほうは、県内各市の市議会議員の報酬等の状況についてというところがございます。こちらのほうも、事務局から御説明お願いいたします。

○事務局 千葉県内各市の市議会議員の報酬等の状況について、説明します。議題は、10ページです。関係資料集は最後7ページに「千葉県市町村行政区画図」を載せています。

千葉県には、令和3年4月1日現在、54の市町村があります。10ページの表では54の内、町と村（16町と1村）を除いた、37市を載せています。そのうち、政令指定都市と中核市は上段で別枠扱いとしまして、残る、34の市で比較をしています。左から、議員、市長、副市長、教育長の順に並べ、上から報酬または給料の月額が高い順に並べております。議員については、「議長の報酬額」を見て、高い順にしています。議員報酬で、当市は34団体中、29番目となっております。市長給料では、21番目、副市長では、23番目、教育長では20番目に位置しています。

続いて、11ページです。こちらは、類似団体との議員報酬月額と比較です。横向きの表の下の部分に書きましたが、市町村の類似団体とは、行政機能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型に分類した結果、同じ類型に属する団体を言い、当市のⅡ-3は、人口で5万人以上、10万人未満、産業構造が第Ⅱ次、Ⅲ次で90%以上かつⅢ次産業65%以上の団体となっております。Ⅱ-3には全国で84団体が分類されていますが、ここでは、当市と地理的に近い、茨城県、埼玉県、東京都、山梨県、神奈川県の各市を抽出し、23団体で比較しています。結果としては、見てのとおりで、

一番左の類似団体中、住民基本台帳上の人口順に並べると、当市の63,324人は、23団体

中18番目になりますが、議員報酬では、議長、副議長、議員、ともに埼玉県白岡市に次いで低い22番目と、なっています。議題5 千葉県内各市の市議会議員の報酬等の状況について、事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございました。

議題5でございますが、こちらのほうの資料を御覧いただきまして、何か御質問、確認事項がありましたら、よろしく願いいたします。

○委員 教えてください。これ、報酬月額が載っていますが、期末手当は別になっていますよね。期末手当というのは、例えば白井市は100分の440。これを除いた部分ですから、総収入とは違いますよね。期末手当が、白井市がよそよりも多いのか少ないのか。総収入で見ないと、これは断定できません。

○会長 どうですか。

○事務局 今、委員の御指摘のとおり、議員については、報酬月額の比較をしておりますけれども、先ほど少しお示ししましたように、白井市については、4.4月の期末手当になっています。

ほかの市との比較は、確かに今のお示しした資料では分かりませんので、今後の会議の中で、期末手当の率についても、お示しをしたいと思います。

○委員 それを載せないと、これがいかにも白井市は少ないのだぞという見せ方に見えてしまうのではないですか。それを判断するには、きちんと全部洗いざらい出したほうがいいのではないですか。

○会長 そうですね。かえってそれをオモテに出さないことが誤解を招きかねない。

○委員 これは、いかにも全部の指標が、白井市は下のほうですよと。上げないのはおかしいのではないですかというね。これはメイキングしたような資料になりかねないから。全てが、年間の総収入の比較でないと、意味がないのではないかと私は思った。

○会長 そうですね。多分、これは特段の意図はないと思います。

○委員 意図はないと思うけれども。

○会長 数字のトリックと勘違いされてしまうので。委員のおっしゃるとおりですね。それは次回、用意いただければと思います。

○事務局 承知しました。

○会長 ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次は、議題6は、その他ですけれども、事務局から何かありますか。

○事務局 その他としまして、事務局から、次回の会議についてお知らせします。次回は、5月の後半に開催したいと考えています。

日程は、また皆さんにメールで事務局から候補日を出して調整させていただきたいと思っております。

次回の会議の際も、本日配布しました資料を御持参くださるようお願いいたします。

こちら事務局から、今たくさん意見頂きました資料につきましては、まとめて会議の1週間前くらいにお送りさせていただきたいと思っております。

なお、本日の会議録につきましては、事務局でまとめたものを皆さんに御確認いただきますが、今からですと、4月に入ってしまうのではないかと思います、出来次第、送付させていただきますので、御確認のほどよろしく申し上げます。

事務局からは、以上です。

○会長 ありがとうございます。

委員の皆さんから何かありますでしょうか。

どうぞ。

○委員 日程なのですけれども、5回年内にやるよという予定なのですけれども。結構これ、今の話を聞いていると、重要な会議のようですので、できれば事前に5回決めていただければ、そこに重ならないように日程調整を。今日もお二人出られないような形ですから、そういう意味では、事前に決めていただければ、これから予定を入れていくじゃないですか。そういう意味で助かるなと思っております。できるだけ出席したいなと思っておりますので、お願いします。ほかの方たちの予定もあるでしょうけれども、できるだけ早めに。毎回、次回次回ではなくて、決めていただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○事務局 承知しました。

今日、最初の会議ということで、説明を主に考えておりましたので、今日、資料も当日のお渡しということで申し訳なかったのですけれども、次回から、資料をあらかじめお送りして、一読いただいてから参加していただこうと思っております。

そういったこともありまして、5月の会議にどれだけの資料の御提示をいただくかというのが、今日の時点で分からなかったもので、今日、幾つか宿題を頂きましたので、その宿題を解決する時間を事務局としても頂きたいこともありまして、なるべく早い段階で、なるべくというのも、今月中に日程調整を皆様お忙しいでしょうから、なるべく早く日程を決めさせていただきたいと思っておりますので、それはメールとか、あるいは郵送でお願いしたいと思っております。そのようにしていきたいと思っておりますので、よろしいですかね。

○会長 ほか、何かございますか。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員 もともと私、議員さんの給料に興味があったのは、市の職員の方、課長さんとか部長さんとかの給料が一時的に下げられている。そういうところで本当にいいのかとい

うふうに思っていて。その根源って誰が決めているのかといたら、議会で決まっているということを聞きました。

そう考えたら、今の議会って正しい判断ができているのか。現場の中で一番苦勞して頭を使わないといけない人間に対して、給料を下げるというモチベーションを下げることをやっている。そういう判断をするのは正しいのかと思っていて。ここからこの話を始めているのですけれども。

そういった意味で、議員さんの給料を上げて、中身も変わって正しい議論がされて、市の職員の方々の給料も適正になるということにもっていけると思っていて。ぜひこれは、しっかりいいところに着地したいなと思っています。どうかよろしくお願いします。

○事務局 恐らく、委員は、行革の委員でもいらっしゃるので、そこの議論だと思いますけれども。市長と副市長と教育長が、財政健全化の関係から、先ほどの資料にもありましたけれども、給料月額を下げております。自主的にですね。

それと合わせて、市の管理職についても、管理職手当のほうの一部減額をしております。その御指摘だと思いますけれども、これについては、最終的には、我々の給与については、全て条例、議員と同様に条例に規定しないと支出できないことになっておりますので、結果は議会の議決をもらって決定しておりますけれども、提案はあくまでも市側、市長のほうからしておりますので、議会が一方的に決めたということではないということだけ御理解いただければと思います。

○委員 はい。分かりました。穿った見方で申し訳ありません。

○事務局 いえいえ。とんでもございません。

御指摘のとおり、実質、三役の給与についても、一般職の管理職手当についても減額をしているというのは事実でございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

今、委員の話を聞いて、議会に対する監視といいますか、つまり白井市民が議会に対して決して無関心でないという強いメッセージに非常に感銘を受けまして。まさに、地方自治、住民自治とはそうあるべきで、貴重な発言を頂いたと思っております。ありがとうございました。

ほかに、ございますでしょうか。

どうぞ。

○委員 今日は、午後2時からということをやっていますけれども、私は一般の主婦なので何時でも全然構わないのですけれども、お仕事を持たれている方というのは、例えば、前に審議会でご一緒したのですけれども、その審議会は、夜7時から9時なのですね。働いている方も、夜7時からならということ、ほとんどが出席だったと思うのですけれど

も。そういうことを考えると、昼でいいのかな？と私は思ったのですけれども。どうなのでしょう。

○事務局 恐らく、それも行革の会議だと思うのですけれども、確かに現役のお勤めの方については、なかなか日中の会議というのは難しいので。

○委員○委員 私だけの話だったら、私は全然いいので。

○事務局 そうですよ。それはお伺いしていますけれども。

御指摘のとおり、昼間の会議というのは、なかなか出席しづらいというのと、傍聴の方も傍聴しづらいというところもありますので、夜に開催している会議というのは幾つかあるのですけれども。もし皆様、会長はじめ、委員の皆様でそういう御理解があれば。日程については、別に昼間やらなくてはいけないということはないので、この中で具体的に御意見が頂ければ、そのように設定をしようと思いますので。

それはどうします。今日次回以降を決めたほうがよろしければ、ここで方向付けしていただくと助かりますけれども。

○委員 日にちを決めると。

○事務局 日にちではなくて、時間帯。夜会議がいいか、日中がいいかについてです。

○委員 僕はいつでもいいです。

○委員 昼間でいいです。

○事務局 よろしいですか、皆さん。

○委員 昼間か夜か。

○事務局 そうですね。今、御指摘が。7時くらいから会議をやっているところもあるですね。

○委員 私は昼間のほうがいいです。

○委員 私も昼間がいいです。

○委員 昼間が。

○委員 もし可能なのだったら、Z o o mで参加させていただけると助かるかなと。

○事務局 行革もやっていますのでね。

○会長 行革は、Z o o mでやっているのですか。

○委員 Z o o mでも参加させていただきました。

○会長 最近、私がお他市で参加している審議会もZ o o mでやっている審議会があります。委員長が一人、部屋にいる状況です。

そういうのも可能なのですか。

○事務局 Z o o mの会議ですか。

○会長 はい。

○事務局 そちら、実際やっているところもありますので。

日中か夜かの話については、今、大半の委員の方が、日中のほうがいいという御希望がありましたので、日中の調整で。

○会長 本日ご欠席の委員の方のご意見もお聞きいただければと思います。

○事務局 そうですね。お二方にも聞いてみたいと思います。

それを踏まえて、次回、5月の日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○会長 よろしいでしょうか。

私、会議が始まる前に、少しマスコミの話をいたしましたけれども、安くしないといけないのだとか、高くしないといけないのだという意味を言っているのではなくて、総合的に地方分権が進む中でいろいろな視点から議論してほしいと申したわけです。あるいは、議員との距離とか、地域独特のいろいろなものを総合的に考えましょうという意味で、少しお話をしたということでございまして。むしろ委員の皆さんのほうが、そのあたりをしっかりと理解をしていただきまして、建設的な御意見を頂きましたので、それを生かして次回以降も進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、これで以上、議題は全て終了いたしました。円滑な議事運営ができましたことを委員の皆さんに感謝を申し上げます。

それでは、これで会議のほうを終了したいと思います。

閉会